

都市建設委員会審査日程表

日 時 平成25年3月7日(木)

午前9時30分開議

場 所 第3・4委員会室

- | | | |
|----|--------|---|
| 第1 | 陳情第1号 | 十太夫地域におけるマンション建設に伴う陳情書 |
| 第2 | 議案第25号 | 流山市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について |
| 第3 | 議案第24号 | 平成24年度流山市水道事業会計補正予算(第3号) |
| 第4 | 議案第23号 | 平成25年度流山市水道事業会計予算 |
| 第5 | 議案第20号 | 平成24年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号) |
| 第6 | 議案第19号 | 平成25年度流山市土地区画整理事業特別会計予算 |
| 第7 | 議案第27号 | 流山市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第28号 | 流山市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の制定について |
| | 議案第29号 | 流山市都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準を定める条例の制定について |
| 第8 | 議案第22号 | 平成24年度流山市公共下水道特別会計補正予算(第4号) |

- 第 9 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度流山市公共下水道特別会計予算
- 第 10 議案第 3 0 号 流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について
- 議案第 3 1 号 流山市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 3 2 号 流山市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 3 3 号 流山市準用河川に設ける河川管理施設等の構造基準に関する条例の制定について
- 議案第 3 4 号 流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 2 6 号 流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 所管事務の継続調査について

平成25年3月7日

都市計画部 建築住宅課

「十太夫地域におけるマンション建設に伴う陳情書」の提出に伴う説明資料

＜＜開発事業の概要＞＞

- 申請地：流山市都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業
C51街区8・9・10・13画地
- 事業者：三重県津市丸之内9番18号
三交不動産株式会社
- 設計・施工：東京都港区芝二丁目32番1号
長谷工コーポレーション
- 敷地面積：2,785.51㎡
- 用途・規模：共同住宅・5階一部7階 74戸
- 高さ：20.64m
- 工事工程：H25.3（着手）～H26.3（完了）

＜＜計画地の概要＞＞

- ◎用途地域：準住居地域・第一種高度地区
- ◎接道：南側が幅員32㍍の都市軸道路、東側が幅員16㍍、北側が6㍍の区画道路に接道
- ◎造成計画：南側・東側については、道路面から約2.0～2.5㍍の段差があり、擁壁が施工されている
北側については、道路との段差がない造成計画となっている
- ◎駐車場出入：北側の6㍍道路から駐車場へ出入りする計画となっている

＜＜開発事業の経過＞＞

- 24年 8月 3日：大規模開発事業としての土地利用計画届け出書受付
- 24年 8月 9日：土地利用計画板設置
- 24年 9月 3日：事前協議申請
- 24年 9月24日：都市開発委員会
- 24年10月 3日：事前協議回答
- 25年 1月24日：協定書の締結

同業 各種資料印刷

0180000000

0180000000

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

< 各種資料印刷 >

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

< 各種資料印刷 >

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

< 各種資料印刷 >

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

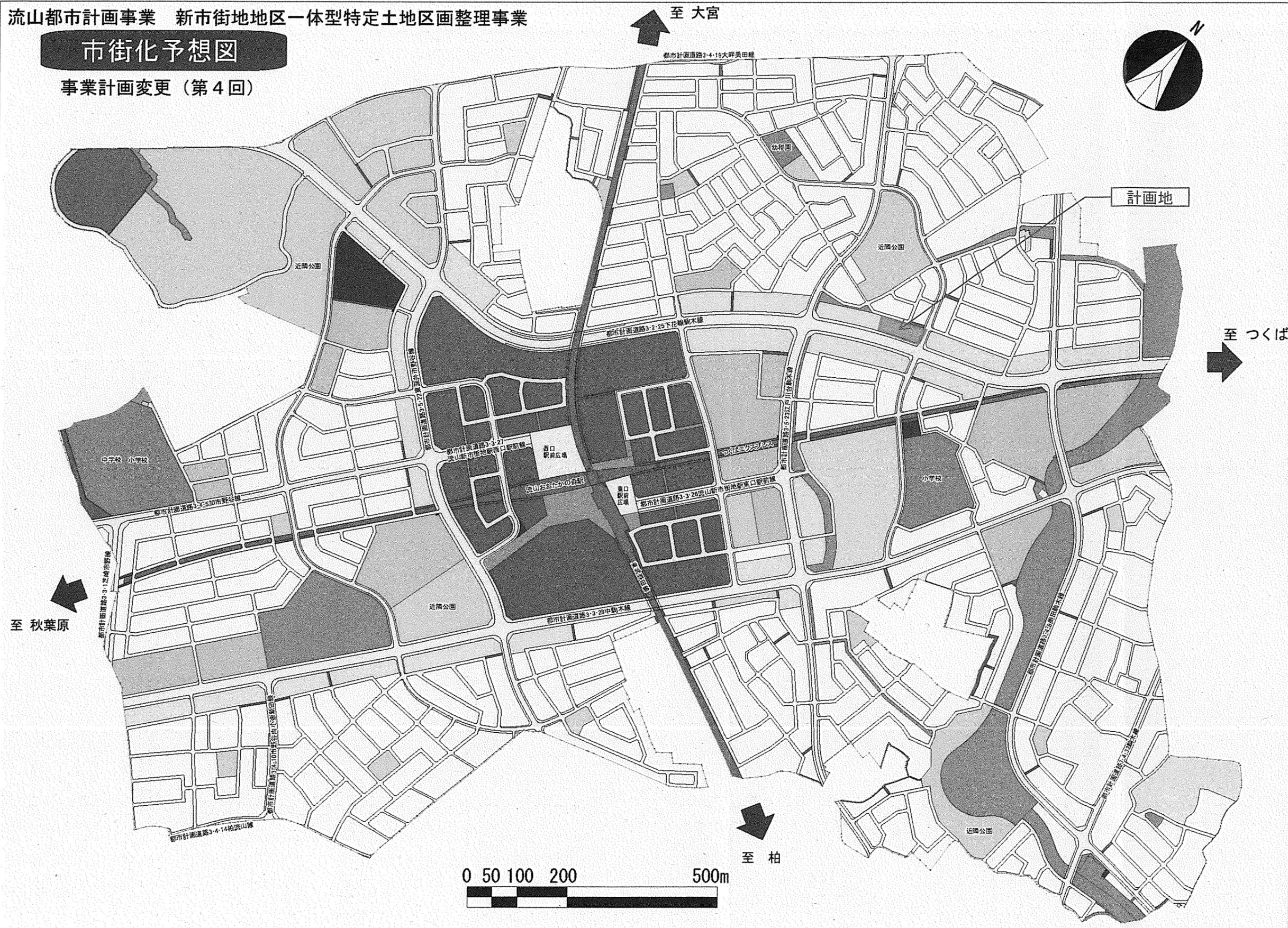
0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

0180000000 (0180000000) 0180000000 (0180000000)

流山都市計画事業 新市街地地区一体型特定土地区画整理事業

市街化予想図

事業計画変更 (第4回)



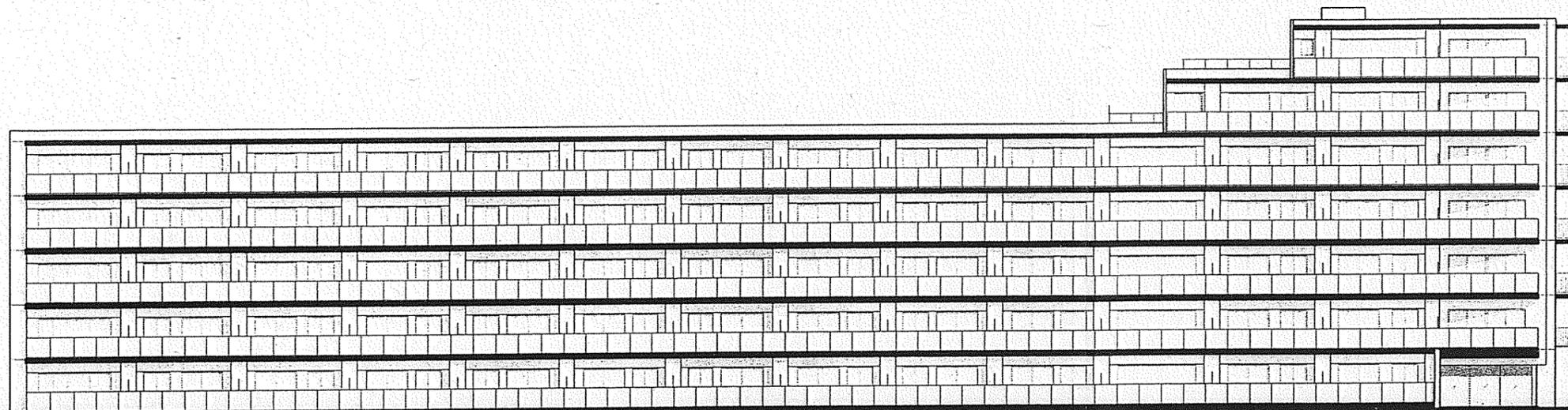
図面凡例

| | |
|--|---------|
| | 一般住宅地 |
| | 計画建設用地 |
| | 共同住宅区 |
| | 集合農地区 |
| | 商業地 |
| | 沿道市街地 |
| | その他施設用地 |
| | 業務等施設用地 |
| | 教育施設用地 |
| | 鉄道用地 |
| | 墓地 |
| | 公益施設用地 |
| | 公園 |
| | 緑地 |
| | 広場 |
| | 河川・調整池 |
| | 道路 |
| | 歩行者専用道路 |
| | 施行地区区域界 |

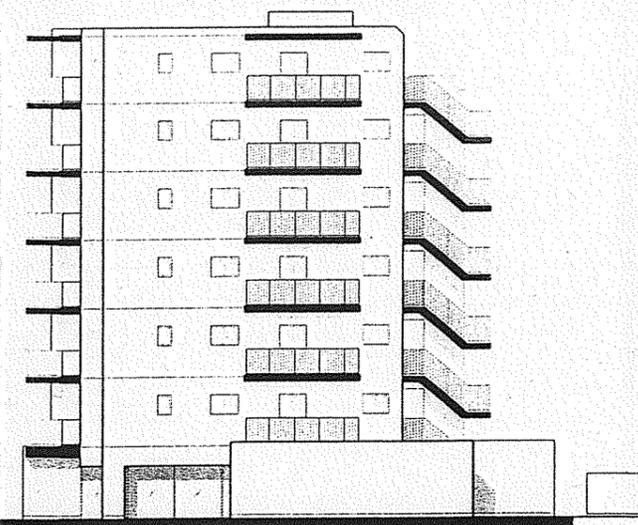
※注記

- ・この市街化予想図は、事業計画変更(第4回)認可時点(平成23年9月29日)のものであります。
- ・この市街化予想図は、宅地の利用を特定しているものではありません。
- ・この市街化予想図についてのお問い合わせは、下記までご連絡下さい。

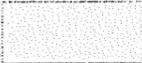
●問い合わせ先
 独立行政法人都市再生機構
 千葉常磐開発事務所
 TEL 04-7153-8012

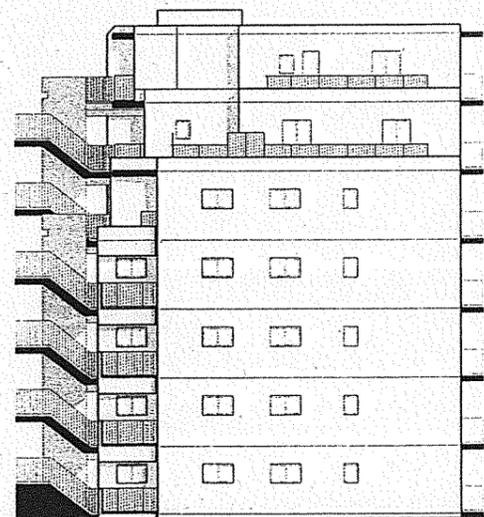


南側立面図



東側立面図

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---------------|
| ① |  | マンセル種：0.5Y 7.4/2.2 使用部位：外壁(特記以外の色全般) | ② |  | N4 使用部位：鼻先 |
|---|---|---|---|---|---------------|



西側立面図



北側立面図

平成25年3月7日

都市計画部 建築住宅課

市営住宅等整備基準の条例制定について

＜＜ 条例制定の背景 ＞＞

- 公営住宅法の改正（平成23年12月26日）



（整備基準）

第5条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならない』

- 2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。

＜＜ 条例の適応範囲 ＞＞

- 今回の「整備基準の条例」については、公営住宅法のなかで「市営住宅の建設・買い取り・借上げ」に限られており、既存の市営住宅については、該当するものではありません。

＜＜ 市民参加条例について ＞＞

- 今回の条例の制定については、今後、建設される市営住宅の整備基準を定めるものであり、市民参加条例第5条の「市民参加の対象」に該当しないため、パブリックコメントは、実施しておりません。

なお、新たに市営住宅を設置するときは、本条例の基準に合致した建築物等でも、同項3号に該当することから市民参加の手続きを行うこととなります。

公営住宅等整備基準

(平成十年四月二十一日建設省令第八号)

最終改正:平成二三年一二月二六日国土交通省令第一〇三号

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第五条第一項及び第二項の規定に基づき、公営住宅等整備基準(昭和五十年建設省令第十号)の全部を次のように改正する。

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 敷地の基準(第五条、第六条)

第三章 公営住宅等の基準

第一節 公営住宅の基準(第七条—第十二条)

第二節 共同施設の基準(第十三条—第十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この省令は、公営住宅及び共同施設(以下「公営住宅等」という。)の整備に関する基準を事業主体が条例で定めるに当たつて参酌すべき基準を定めるものとする。

(健全な地域社会の形成)

第二条 公営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第三条 公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第四条 公営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

第二章 敷地の基準

(位置の選定)

第五条 公営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第六条 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

第三章 公営住宅等の基準

第一節 公営住宅の基準

(住棟等の基準)

第七条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第八条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

- 3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。
- 4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。
- 5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第九条 公営住宅の一戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、二十五平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第十条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第十一条 公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第十二条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

第二節 共同施設の基準

(児童遊園)

第十三条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第十四条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第十五条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第十六条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成九年度分以前の予算に係る補助金(平成九年度分の予算に係る補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したものを含む。)の交付を受けて整備する公営住宅等については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年一二月二〇日建設省令第四一号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年五月二日国土交通省令第六一号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 平成十三年度分以前の予算に係る補助金(平成十三年度分の予算に係る補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したものを含む。)の交付を受けて整備する公営住宅については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年七月二九日国土交通省令第八一号)

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十六年度分以前の予算に係る補助金(平成十六年度分予算に係る補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したものを含む。)の交付を受けて整備する公営住宅については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年三月三〇日国土交通省令第一四号)

- 1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 平成二十年度分以前の予算に係る補助金(平成二十年度分予算に係る補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したものを含む。)の交付を受けて整備する公営住宅については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年一二月二六日国土交通省令第一〇三号)

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

平成25年度 流山市水道事業会計当初予算(案) 概要

【収益的収支】

| 区分 | 項目 | 本年度予算額 | | 前年度予算額 | | 対前年度比較 | | 説 | 明 |
|-----|---------|-----------|--------|-----------|--------|----------|---------|--|---|
| | | 金額(千円) | 構成比(%) | 金額(千円) | 構成比(%) | 金額(千円) | 増減率(%) | | |
| 営業 | 給水収益 | 3,018,935 | 87.44 | 3,033,239 | 88.96 | △ 14,304 | △ 0.47 | 25年度・給水人口(人) 167,700人 (対24年度当初予算から 2,100人の増) 24年度 165,600人 ・給水栓数(栓) 69,600栓 (対24年度当初予算から 1,200栓の増) 68,400栓 ・年間給水量(m ³) 17,374,000m ³ (対24年度当初予算から 73,000m ³ の増) 17,301,000m ³ ・年間有収水量(m ³) 16,425,000m ³ (対24年度当初予算から 109,500m ³ の増) 16,315,500m ³ ・有収率 94.54% ・給水普及率 99.11% ・有収率 94.40% ・給水普及率 99.00% | |
| | 受託工事収益 | 1 | 0.00 | 1 | 0.00 | 0 | 0.00 | ・工事監督費(科目取り) | |
| | 他会計負担金 | 3,110 | 0.09 | 3,110 | 0.09 | 0 | 0.00 | ・消火栓維持管理に要する経費負担金(10基分 3,110千円) | |
| | その他営業収益 | 105,088 | 3.04 | 99,541 | 2.92 | 5,547 | 5.28 | ・設計審査等給水装置関係手数料 1,204件分 3,009千円 ・下水道使用料徴収受託収益 323,100件分 101,776千円 ・指定給水装置工事事業者登録手数料 300千円 | |
| | 小計 | 3,127,134 | 90.57 | 3,135,891 | 91.97 | △ 8,757 | △ 0.28 | | |
| 営業外 | 受取利息 | 5,650 | 0.17 | 7,060 | 0.21 | △ 1,410 | △ 24.96 | ・定期預金利息 4,350千円(0.15%) ・国債利息 1,300千円(0.10%) | |
| | 給水申込納付金 | 318,393 | 9.22 | 266,105 | 7.80 | 52,288 | 16.42 | ・新設 1,151件 304,113千円 ・口径変更 53件 14,280千円 | |
| | 他会計補助金 | 430 | 0.01 | 0 | 0.00 | 430 | 100.00 | ・児童手当補助金 | |
| | 消費税還付金 | 1 | 0.00 | 1 | 0.00 | 0 | 0.00 | ・科目取り | |
| | 雑収益 | 1,021 | 0.03 | 607 | 0.02 | 414 | 40.55 | ・給配水管破損弁償金 100千円 ・北千葉広域水道企業団施設維持費 235千円 ・行政財産使用料 68千円 ・自動販売機雑収益 130千円 ・配給水間台帳図写し交付料金 105千円 ・不用品売却収益 381千円 他 | |
| | 小計 | 325,495 | 9.43 | 273,773 | 8.03 | 51,722 | 15.89 | | |
| | 特別利益 | 1 | 0.00 | 1 | 0.00 | 0 | 0.00 | ・過年度損益修正益(科目取り) | |
| | 合計 | 3,452,630 | 100.00 | 3,409,665 | 100.00 | 42,965 | 1.24 | | |

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-----------|--------|-----------|--------|----------|---------|---|
| 営業 | 人件費 | 178,541 | 5.00 | 206,241 | 6.24 | △ 27,700 | △ 15.51 | ・職員20名分(管理者を含む)の人件費 178,080千円 ・水道事業運営審議会委員15名分の報酬 432千円 ・総合評価競争入札審査会委員2名分の報酬 29千円 |
| | 動力費 | 99,600 | 2.79 | 85,600 | 2.59 | 14,000 | 14.06 | ・浄水場・井戸等の電気料 |
| | 薬品費 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 《浄水場運転管理委託費の中で対応》 |
| | 修繕費 | 119,191 | 3.34 | 115,145 | 3.49 | 4,046 | 3.39 | ・浄水場施設修理(4浄水場)5,000千円 ・漏水修理(534件)47,000千円 ・漏水修理に伴う道路舗装復旧(100件)13,000千円 ・検定期間満了水道メーター費(9,897個)36,026千円 ・水道メーター交換施工委託関連修繕費 8,400千円 他 |
| | 受水費 | 1,080,227 | 30.26 | 1,082,439 | 32.77 | △ 2,212 | △ 0.20 | ・北千葉広域水道企業団からの受水(基本水量=15,512,500m ³ 、使用水量=14,452,000m ³) 1,080,170千円 《基本単価 57円/m ³ 、使用単価 10円/m ³ 》 ・柏市からの分水 57千円 |
| | 受託工事費 | 1 | 0.00 | 1 | 0.00 | 0 | 0.00 | ・受託工事費(科目取り) |
| | 委託料 | 395,751 | 11.08 | 390,336 | 11.82 | 5,415 | 1.37 | ・浄水場運転管理等委託料(4浄水場) 107,680千円 ・給水装置関連及び漏水修理等業務委託料 77,823千円(漏水修理等:49,464千円、メーター関連28,359千円) ・おたかの森浄水場排水池・導水管清掃業務委託料 19,610千円 ・水道料金等徴収業務委託料 144,900千円 ・配水管清掃業務委託料 6,825千円 ・水道局庁舎及び浄水場管理委託料(庁舎及び浄水場管理・警備・清掃・除草等)18,054千円 他 |
| | その他営業費用 | 52,698 | 1.48 | 46,292 | 1.40 | 6,406 | 12.16 | ・上記営業費用項目以外の経費(手数料17,545千円、賃借料2,699千円、備消耗品費2,405千円、光熱水費3,227千円、通信運搬費13,720千円、負担金2,406千円 他) |
| | 減価償却費 | 987,753 | 27.67 | 935,912 | 28.33 | 51,841 | 5.25 | ・構築物、機械及び装置等の有形固定資産減価償却費 |
| | 資産減耗費 | 259,008 | 7.25 | 30,100 | 0.91 | 228,908 | 88.38 | ・固定資産除却費 103,897千円(うち江戸川台浄水場除却費73,897千円) ・江戸川台浄水場撤去費 155,000千円 |
| | 小計 | 3,172,770 | 88.87 | 2,892,066 | 87.55 | 280,704 | 8.85 | |
| 営業外費用 | 企業債利息 | 208,064 | 5.83 | 218,100 | 6.60 | △ 10,036 | △ 4.82 | ・企業債利息(財政融資資金借入金利息 126,897千円、地方公共団体金融機構借入金利息 81,167千円) |
| | 支払消費税 | 26,521 | 0.74 | 3,518 | 0.11 | 23,003 | 86.74 | ・支払消費税 |
| | 小計 | 234,585 | 6.57 | 221,618 | 6.71 | 12,967 | 5.53 | |
| | 特別損失 | 157,814 | 4.42 | 159,478 | 4.83 | △ 1,664 | △ 1.05 | ・過年度損益修正損(調定減還付・調定減) 2,501千円 ・不納欠損 2,730千円 ・災害損失 2,583千円 ・西平井浄水場用地取得(債務負担行為) 150,000千円 |
| | 予備費 | 5,000 | 0.14 | 30,000 | 0.91 | △ 25,000 | △ 83.33 | ・予備費 |
| | 合計 | 3,570,169 | 100.00 | 3,303,162 | 100.00 | 267,007 | 7.48 | |

収益的収支差引(税込み) △ 117,539 千円 (24年度) 106,503 千円 比較 △ 224,042 千円

当年度純利益(税抜き) △ 190,324 千円 (24年度) 28,460 千円 比較 △ 218,784 千円

※ 平成25年度における収益的収支での特記事項

- ①水道事業財政計画において、今年度は赤字予算となることを想定しているため、市の予算編成方針と同様、経常的経費の削減に努めた。
- ②給水収益は、給水人口、給水栓数の増加を見込むが、基本水量制の見直し及び生活保護世帯の減免並びに使用水量の減少等により減額。
- ③人件費は、収益的支出支弁職員数を平成24年度当初予算と同様、20人としているが、世代交代のため減額で計上。
- ④浄水場運転管理等委託(5年間)、給水装置関連及び漏水修理等委託(3年間)が今年度で委託期間終了。新たに債務負担設定(各5年間)。
- ⑤江戸川台浄水場更新工事完了で、旧施設の撤去費及び資産減耗費計上のため赤字となるが、23年度決算で積立てた利益積立金3億円で補てん。
- ⑥区画整理事業に伴い、西平井浄水場用地取得費を特別損失として計上(H26年度までの債務負担行為設定)。

【資本的収支】

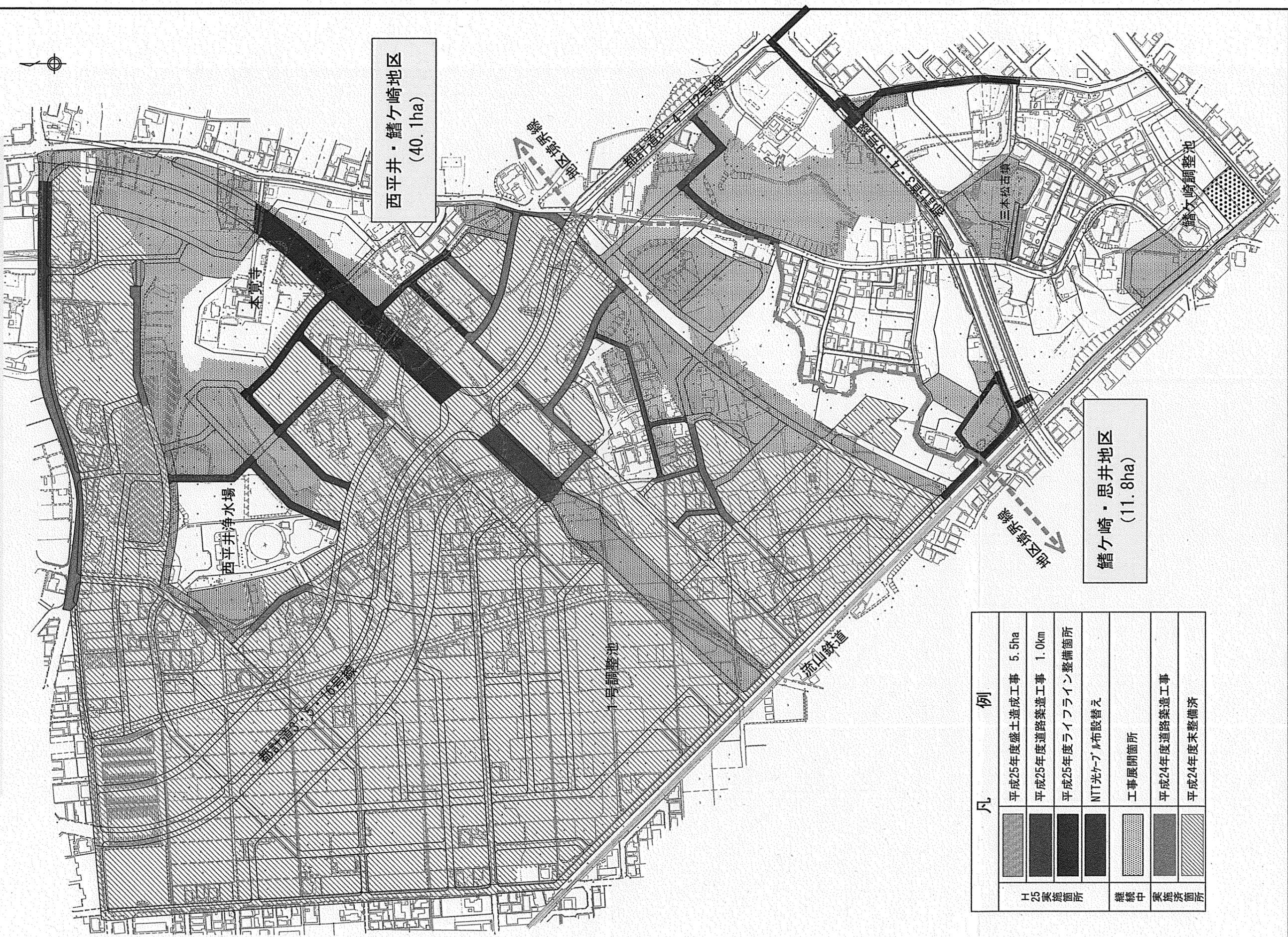
| 区分 | 項目 | 本年度予算 | | 前年度予算 | | 対前年度比較 | | 説 | 明 |
|----|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---|---|
| | | 金額(千円) | 構成比(%) | 金額(千円) | 構成比(%) | 金額(千円) | 増減率(%) | | |
| 収入 | 企業債 | 286,600 | 34.47 | 21,600 | 4.58 | 265,000 | 92.46 | ・第6次拡張事業費借入金(おたかの森浄水場配水ポンプ増設事業債 267,000千円、主要配水管布設事業債 19,600千円) | |
| | 工事負担金 | 538,300 | 64.74 | 444,729 | 94.28 | 93,571 | 17.38 | ・つくばエクスプレス沿線整備に伴う区画整理事業者からの工事負担金 木地区 87,435千円、運動公園周辺地区 59,915千円、新市街地地区 301,913千円、西平井・鱒ヶ崎地区 44,471千円、鱒ヶ崎・思井地区 28,466千円 ・向小金1丁目配水管改良工事に伴う工事負担金 16,100千円 | |
| | 他会計負担金 | 5,390 | 0.65 | 5,390 | 1.14 | 0 | 0.00 | ・消火栓設置工事負担金(14基分 5,390千円) | |
| | 補助金 | 1,132 | 0.14 | 0 | 0.00 | 1,132 | 皆増 | ・児童手当補助金 1,132千円 | |
| | 合計 | 831,422 | 100.00 | 471,719 | 100.00 | 358,571 | 43.13 | | |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|---|--|--|
| 支出 | 車両運搬具取得費 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | | | |
| | 工具、器具及び備品取得費 | 12,917 | 0.66 | 0 | 0.00 | 12,917 | 皆増 | ・事務用備品購入(事務用パソコン12台、設計用パソコン 2台、ファクシミリ 1台、カラーレーザープリンター 1台)2,949千円、図面複写機 805千円 | | |
| | 水道メーター費 | 6,449 | 0.33 | 6,573 | 0.27 | △ 124 | △ 1.92 | ・新設 1,151個 6,071千円 ・口径変更 53個 378千円 | | |
| | 諸設備費 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | | | |
| | 原水及び浄水施設費 | 468,836 | 23.83 | 972,401 | 39.54 | △ 503,565 | △ 107.41 | ・東部浄水場更新事業(H24~H26年度継続事業) 設計委託 55,500千円 土木・建築工事 60,000千円 電気・機械設備工事 60,000千円 ・おたかの森浄水場配水ポンプ増設工事 267,300千円 ・江戸川台浄水場場内整備工事 26,000千円 他 | | |
| | 配水施設費 | 405,189 | 20.59 | 447,977 | 18.22 | △ 42,788 | △ 10.56 | ・配水管改良工事実施設計委託料 9,954千円 ・配水管設計施工監理業務委託料 27,405千円 ・配水管改良工事 9本 延長=3,886.3m(主要配水管改良 1本 453.3m、老朽管等改良 6本 3,216.0m、下水道工事に伴う配水管改良 2本 217m) 297,323千円 ・舗装本復旧工事 5本 面積=15,633㎡ 64,852千円 ・配水管改良工事に係る一般会計負担金(仮設等) 5,654千円 他 | | |
| | 小計 | 893,391 | 45.41 | 1,426,951 | 58.03 | △ 533,560 | △ 59.72 | | | |
| | 拡張工事費 | 54,307 | 2.76 | 81,421 | 3.31 | △ 27,114 | △ 49.93 | ・配水管拡張工事 3本 延長=595.0m 54,306千円 他 | | |
| | 拡張事務費 | 6,439 | 0.33 | 6,305 | 0.26 | 134 | 2.08 | ・職員1名分の人件費及び事務費 | | |
| | 小計 | 60,746 | 3.09 | 87,726 | 3.57 | △ 26,980 | △ 44.41 | | | |
| | つくばエクスプレス沿線整備事業費 | 木地区工事費 | 82,151 | 4.18 | 109,299 | 4.45 | △ 27,148 | △ 33.05 | ・配水管等拡張工事実施設計委託料 延長=2,577m 6,443千円 ・配水管拡張工事 3本 延長=2,811m 75,708千円 | |
| | 運動公園周辺地区工事費 | 61,165 | 3.11 | 81,320 | 3.31 | △ 20,155 | △ 32.95 | ・配水管等拡張工事実施設計委託料 延長=1,620m 4,050千円 ・配水管拡張工事 2本 延長=1,955m 57,115千円 | | |
| | 新市街地地区工事費 | 263,700 | 13.40 | 213,044 | 8.67 | 50,656 | 19.21 | ・配水管等拡張工事実施設計委託料 延長=5,376m 13,440千円 ・配水管拡張工事 4本 延長=10,565m 250,260千円 | | |
| | 西平井・鱒ヶ崎地区工事費 | 41,611 | 2.11 | 22,445 | 0.91 | 19,166 | 46.06 | ・配水管等拡張工事実施設計委託料 延長=1,720m 5,160千円 ・配水管拡張工事 1本 延長=1,274m 36,451千円 | | |
| | 鱒ヶ崎・思井地区工事費 | 26,646 | 1.35 | 0 | 0.00 | 26,646 | 皆増 | ・配水管等拡張工事実施設計委託料 延長=2,228m 6,684千円 ・配水管拡張工事 1本 延長=474m 19,962千円 | | |
| つくばエクスプレス沿線整備事務費 | 39,649 | 2.02 | 35,412 | 1.44 | 4,237 | 10.69 | ・職員4名分の人件費及び事務費 | | | |
| 小計 | 514,922 | 26.17 | 461,520 | 18.78 | 53,402 | 10.37 | | | | |
| 企業債償還金 | 468,557 | 23.81 | 452,367 | 18.40 | 16,190 | 3.46 | ・企業債償還金(財政融資資金償還金 270,257千円、地方公共団体金融機構資金償還金 198,300千円) | | | |
| 予備費 | 30,000 | 1.52 | 30,000 | 1.22 | 0 | 0.00 | ・予備費 | | | |
| 合計 | 1,967,616 | 100.00 | 2,458,564 | 100.00 | △ 490,948 | △ 24.95 | | | | |

資本的収支差引(税込み) △ 1,136,194 千円 (24年度) △ 1,986,845 千円 比較 △ 850,651千円

不足額については、過年度分損益勘定留保資金 999,744千円、減債積立金 92,702千円及び消費税資本的収支調整額 43,748千円で補てんする。

平成25年度 西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区 整備予 positioning 図



西平井・鱒ヶ崎地区
(40.1ha)

鱒ヶ崎・思井地区
(11.8ha)

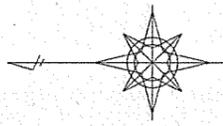
| 凡 例 | |
|-----|--------------------|
| | 平成25年度盛土造成工事 5.5ha |
| | 平成25年度道路築造工事 1.0km |
| | 平成25年度ライフライン整備箇所 |
| | NTT光ケーブル布設替え |
| | 工事展開箇所 |
| | 平成24年度道路築造工事 |
| | 平成24年度未整備済 |

H25 実施箇所

継続中

実施済箇所

保留地販売予定箇所図



| 凡 例 | |
|-----|---------------|
| | 販売済み |
| | 販売中 |
| | H25年度販売予定 |
| | H26～H28年度販売予定 |

第2次一括法に係る条例及び市の方針一覧

H25.03.07都市建設委員会資料
都市整備部

| No | 条例等の名称 | 種別 | 対象となる法律名 | 関係条項 | | 策定すべき基準 | 項目 | 参酌すべき関係政省令基準等 | 市の方針 | 市の独自基準(又は削除した事項) | パブリックコメント意見件数 | 所管 |
|--------|---|----------------------------|---------------------------|------|----------|--|---|------------------------------------|------------------------|---------------------------------|-------------------------------|-------|
| | | 区分 | | | | | | | | | | |
| 議案第28号 | 流山市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例 | 独自条例 | 都市公園法 | 3条 | 1項 | 都市公園の配置及び規模に関する技術的基準 | (1)住民1人あたりの都市公園面積の標準 (2)都市公園の種別毎の配置及び規模の基準 | 都市公園法 第4条 都市公園法施行令 | 参酌すべき国の基準(左記法及び施行令)を導入 | 県の設置に係る種別の公園(広域公園)の基準は削除(県で条例化) | 0件 平成24年11月21日～12月20日 意見募集 | みどりの課 |
| | | 委任条例 新規制定 改正 | | 4条 | 1項 | | | | | | | |
| 議案第29号 | 流山市都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準を定める条例 | 独自条例 委任条例 新規制定 改正 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 13条 | 1項 2項 | 特定公園施設(右欄の(1)から(8)までに掲げる施設)の新設、増設又は改築に係るバリアフリー基準 | (1)園路及び広場のバリアフリー基準 (2)屋根付広場のバリアフリー基準 (3)休憩所及び管理事務所のバリアフリー基準 (4)野外劇場及び野外音楽堂のバリアフリー基準 (5)駐車場のバリアフリー基準 (6)便所のバリアフリー基準 (7)水飲場及び手洗場のバリアフリー基準 (8)掲示板及び標識のバリアフリー基準 (9)一時使用の場合の適用除外 | 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令 | 参酌すべき国の基準(左記省令)を導入 | 車椅子利用者向けの駐車区画の位置についての規定を付加 | 0件 平成24年11月21日～12月20日 意見募集 | みどりの課 |

条例制定のスケジュール

H24.11.09 政策調整会議(パブリックコメントの実施について)

H24.11.12庁議

H24.11.16全議員説明

H24.11.21～12.20 パブリックコメント実施

H25.01.21庁議(パブリックコメント実施結果報告)

条例議案上程準備

H25.02.08正副議長説明

H25.02.12全員協議会

H25.02.21～03.22 平成25年第1回定例会 議案付議

H25.04.01条例施行

地域主権一括法に係る条例及び市の方針一覧

| 議案No. | 条例等の名称 | 種別 | 対象となる法律名 | 条 | 項 | 策定すべき基準 | 項目 | 参酌すべき関係政省令基準等 | 市の方針 | 市の独自基準(削除した項目) | 所管 | パブコメ意見数 |
|-------|-------------------------------------|----|---------------------------|-----|---|--|---|---|---------------------------------------|--|--------|---------|
| 30 | 流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例 | 制定 | 道路法 | 45 | 3 | 市道に設ける案内標識・警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法の基準 | (1)案内標識の寸法の基準 (2)警戒標識の寸法の基準 (3)補助標識の寸法の基準 | ・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(参酌) ・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 別表第2(参照) | 現行の国の基準と同じとする。 (ただし、市の基準に不要な項目は削除) | ・自動車専用道路に設ける案内標識 ・国、県道に設ける案内標識 ・路面電車等の案内標識 | 道路管理課 | 0件 |
| 31 | 流山市道の構造の技術的基準を定める条例 | 制定 | | 30 | 3 | 市が管理する市道を新設し、又は改築する場合における道路の一般的技術的基準(設計車両、建築限界及び橋・高架の道路等の設計自動車荷重に係る基準を除く。) | (1)横断面の構成 (2)道路の区分と設計速度 (3)線形及び視距 (4)平面交差、立体交差、鉄道との交差 (5)自転車専用道路・歩行者専用道路等 | 道路構造令 | 現行の国の基準と同じとする。 (ただし、市の基準に不要な項目は削除) | 高速自動車国道及び自動車専用道路、山地部、軌道敷、積雪地域、登坂車線、トンネルに関する規定 | 道路建設課 | 0件 |
| 32 | 流山市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例 | 制定 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 10 | 1 | 特定道路の新設又は、改築に係る道路移動等円滑化基準 | (1)歩道等 (2)立体横断施設 (3)自動車駐車場 (4)乗合自動車停留所 (5)移動円滑化のために必要なその他の施設等 | 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 | 現行の国の基準と同じとする。 (ただし、市の基準に不要な項目は削除) | 路面電車停留所、防雪施設の構造の基準 | | 0件 |
| 33 | 流山市準用河川に設ける河川管理施設等の構造基準に関する条例 | 制定 | 河川法 | 13 | 2 | 河川管理施設等の構造の基準 | (1)堤防の構造の基準 (2)水門及び樋門の構造の基準 (3)橋の構造の基準 | 河川管理施設等構造令 | 現行の国の基準と同じとする。 (ただし、市の基準に不要な項目は削除) | ダム、床止め、堰、揚水機場、排水機場、取水塔、伏せ越しの構造の基準 | 河川課 | 0件 |
| | | | | 100 | 1 | この法律の規定を準用する河川 | | | | | | |
| 34 | 流山市下水道条例の一部を改正する条例 | 改正 | 下水道法 | 7 | - | 公共下水道の構造の技術上の基準 | (1)公共下水道の構造の基準 (2)排水施設の構造の基準 | 下水道法施行令 | 現行の国の基準と同じとする。 (ただし、市の基準に不要な項目は削除) | ・流域下水道の構造の基準 ・終末処理場の維持管理の基準 | 下水道建設課 | 0件 |
| | | | | 28 | 2 | 都市下水路の構造及び維持管理に関する基準 | (1)都市下水路の構造の基準 (2)都市下水路の維持管理の基準 | | | | | |

流山市開発事業の許可基準等に関する条例改正（案）等一覧表

都市建設常任委員会説明資料
都市計画部宅地課【平成25年3月7日】

| 項目 | 改正後の内容 | 関連法規 |
|--------------------------------------|--|---|
| (1) 安心・安全なまちづくり | | |
| ① 防災備蓄施設 | <p>〔定義〕 災害の発生時に備えて、物資等を収納する施設及びその附帯施設をいう</p> <p>〔整備基準〕 (1) 集会施設(※)の設置が求められる場合 (2) 建築物の床面積の合計が3,000平方メートル以上の場合((1) の場合を除く)</p> <p>※ 1・計画戸数50以上又は事業区域の面積が10,000㎡以上の場合</p> | <p>〔定義〕 ・条例第2条第1項第23号【新規】 ・条例第2条第1項第8号【修正】</p> <p>〔整備基準〕 ・条例第20条関係別表第2 11 防災備蓄施設【新規】</p> <p>〔基準〕 ・施行規則第20条関係別表第5 8 防災備蓄施設の基準【新規】</p> |
| (2) 良質なまちづくり | | |
| ① 予定建築物の最低敷地面積 | <p>〔市街化区域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5,000㎡未満：1区画135㎡ ・5,000㎡以上10,000㎡未満：1区画150㎡(50%を超えない範囲で135㎡) ・10,000㎡以上：1区画150㎡(30%を超えない範囲で135㎡) <p>〔調整区域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・165㎡(自己の居住の用以外に供する専用住宅の建築を目的とし、2以上の区画に分割する場合に限る) <p>※ 1区画に限り135㎡の規定を削除</p> | <p>〔基準〕 ・条例第43条【修正】</p> |
| ② 専用住宅(1,000㎡以上)の建築行為 | <ul style="list-style-type: none"> ・公益的施設(※)の整備及びその他の基準の遵守を事業者に義務付け <p>※ 主にゴミ収集場(駐車場、電柱用地他)</p> | <p>〔基準〕 ・条例第22条第1号【削除】 ・条例第22条第2項【新規】</p> |
| (3) 地球環境への負荷低減 | | |
| ① 自然エネルギー活用設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備等自然エネルギー活用設備の導入を事業者に促し、開発事業サイドから地球環境負荷の低減に貢献(努力義務) <p>ア 太陽光発電設備 イ 雨水利用設備</p> | <p>〔定義〕 ・条例第2条第1項第24号、同25号、同26号【新規】</p> <p>〔位置付〕 ・条例第21条関係別表第3 6 自然エネルギー活用設備の導入【新規】</p> <p>〔基準〕 ・開発事業整備基準【新規】 太陽光発電設備(流山市太陽光発電設備設置奨励金対象設備) 雨水利用設備(貯水タンク容量→住宅：80リットル以上、住宅以外：200リットル以上)</p> |
| (4) 関連法規等との整合性・窓口業務の円滑化 | | |
| ① ワンルーム建築物(福祉施設)の専用面積 法令用語の修正 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設(グループホーム等)の専用面積については、「寮・寄宿舎」と切り離し、当該施設の居住室の専用面積を規定する規定が別にある場合は、当該法令の面積とする ・ワンルーム建築物の整備基準に用いる用語を修正、用語の意義の明確化 ・各住戸の面積→各住戸の専用面積、居住室の専用面積 | <p>〔基準〕 ・条例第34条第1項【修正】 ・条例第34条同第2項【修正】</p> <p>〔定義〕 ・条例第2条第1項第5号【修正】 ・条例第2条第1項第27号【新規】 ・条例第2条第1項第28号【新規】</p> |
| ② 公園等 緑化の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業が施行され、又は施行中の区域における建築行為であって、事業区域の面積が3,000㎡以上50,000㎡未満の土地における公園等の設置義務の除外の根拠を施行規則から条例に改め、開発行為の取扱いと同様とする ・事業区域の面積が3,000㎡未満の土地において、計画人口150人以上となる場合、一人当たり0.6㎡以上の面積の公園等の整備の義務付け(土地区画整理事業が施行され、又は施行中の区域を除く) | <p>〔基準〕 ・条例18条関係別表第1 2公園、緑地又は広場(1)【修正】 ・条例18条関係別表第1 2公園、緑地又は広場(2)【修正】 ・施行規則第18条第3項【削除】 ・施行規則第21条関係別表第6 1緑化の基準(1)【新規】 (1)【修正】→(2) (2)【修正】→(3) (3)【削除】 (4)【修正】→(4) ・別表第14【修正】→別表第12 ・別表第12【修正】→別表第13 ・別表第13【修正】→別表第14</p> |
| ③ 景観及び環境への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観条例及び景観計画の見直しに伴い「重点区域」に市街化調整区域内の「利根運河区域」を追加 | <p>〔基準〕 ・条例第21条関係別表第3 5 景観及び環境への配慮【修正】 ・施行規則第21条関係別表第6 その他の基準2 良好な景観及び環境の形成のための基準【修正】 ・別表第6関係別表第16 第1号の植栽(その1)【修正】 ・別表第6関係別表第17 第1号の植栽(その2)【修正】 ・別表第6関係別表第18 第2号の建築物の高さ【修正】</p> |

流山市開発事業の許可基準等に関する条例施行規則改正（案）等一覧表

| 項目 | 改正後の内容 | 関連法規 |
|-------------------------|---|--|
| (1) 安心・安全なまちづくり | | |
| ① 防災備蓄施設 | <p>〔施設の規模〕</p> <p>ア 床面積5平方メートルを下限（住宅）</p> <p>イ 床面積10平方メートルを下限（住宅以外）</p> <p>〔施設の位置〕</p> <p>ア 災害時に利用しやすい場所</p> <p>イ 集会施設内又は集会施設に隣接した場所（住宅の用に供する事前協議対象事業に限る）</p> <p>〔附帯施設の種類〕</p> <p>ア 仮設トイレ用マンホール</p> <p>イ 飲料水用の井戸（※）</p> <p>ウ かまどの機能を有するベンチ</p> <p>※ 計画戸数150以上の場合は設置義務（それ以外の対象事業は努力義務）</p> | <p>〔定義〕</p> <p>・ 条例第2条第1項第23号【新規】</p> <p>・ 条例第2条第1項第8号【修正】</p> <p>〔位置付け〕</p> <p>・ 条例第20条関係別表第2 11 防災備蓄施設【新規】</p> <p>〔基準〕</p> <p>・ 施行規則第20条関係別表第5 8 防災備蓄施設の基準【新規】</p> |
| ② 集会施設の敷地規模 | <p>・ 集会施設の床面積（※）に3を乗じた面積以上かつ135㎡以上（建築物の敷地面積の規模に係る最低限度の数値を135平方メートル以上としている規制が事前協議対象事業の区域の全域に適用される場合は、当該規制による）</p> <p>・ 集会施設の位置は原則1階に設けるものとする</p> <p>※ ・（計画戸数-50）×0.4+33㎡→計画戸数50以上の場合</p> <p>・ 33㎡→計画戸数50未満で事業区域が10,000㎡以上の場合</p> | <p>〔基準〕</p> <p>・ 施行規則第20条関係別表第5 3 集会施設の基準（4）【新規】</p> <p>・ 施行規則第20条関係別表第5 3 集会施設の基準（5）【修正】</p> |
| (2) 良質なまちづくり | | |
| (3) 地球環境への負荷低減 | | |
| ① 防犯灯に用いる照明器具 | <p>・ LED灯に限定（新規で防犯灯を設ける場合に用いる照明器具をLED灯に限定、例外規定の削除）</p> | <p>〔基準〕</p> <p>・ 施行規則第20条関係別表第5 7 防犯施設の基準（2）【修正】</p> |
| (4) 関連法規等との整合性・窓口業務の円滑化 | | |
| ① 公園等 緑化の基準 | <p>・ 土地区画整理事業が施行され、又は施行中の区域における建築行為であって、事業区域の面積が3,000㎡以上50,000㎡未満の土地における公園等の設置義務の除外の根拠を施行規則から条例に改め、開発行為の取扱いと同様とする</p> <p>・ 事業区域の面積が3,000㎡未満の場合に適用されるその他の基準のうち、緑化基準の適用範囲を修正〔適用範囲：施行規則第21条別表第6（1）、（2）、（3）、（4）〕</p> | <p>〔基準〕</p> <p>・ 条例18条関係別表第1 2 公園、緑地又は広場（1）【修正】</p> <p>・ 条例18条関係別表第1 2 公園、緑地又は広場（2）【修正】</p> <p>・ 施行規則第18条第3項【削除】</p> <p>・ 施行規則第21条関係別表第6 1 緑化の基準（1）【新規】</p> <p>（1）【修正】→（2）</p> <p>（2）【修正】→（3）</p> <p>（3）【削除】</p> <p>（4）【修正】→（4）</p> <p>・ 別表第14【修正】→別表第12</p> <p>・ 別表第12【修正】→別表第13</p> <p>・ 別表第13【修正】→別表第14</p> |
| ② 景観及び環境への配慮 | <p>・ 景観条例及び景観計画の見直しに伴い「重点区域」に市街化調整区域内の「利根運河区域」を追加</p> | <p>〔基準〕</p> <p>・ 条例第21条関係別表第3 5 景観及び環境への配慮【修正】</p> <p>・ 施行規則第21条関係別表第6 その他の基準2 良好な景観及び環境の形成のための基準【修正】</p> <p>・ 別表第6関係別表第16 第1号の植栽（その1）【修正】</p> <p>・ 別表第6関係別表第17 第1号の植栽（その2）【修正】</p> <p>・ 別表第6関係別表第18 第2号の建築物の高さ【修正】</p> |